

綾部市営住宅入居者 募集案内書

入居申込みの受付期間及び受付場所

受付期間 2月17日（火）～27日（金）

午前9時～12時、午後1時～5時

※土・日・祝日を除く

（2月19日（木）・26日（木）は午後7時まで）

受付場所 綾部市役所建設部都市建築課（本庁東3階）

入居申込みをされる方は、この案内書をよくご覧いただき、受付期間内にお申込みください。

【問い合わせ】

綾部市建設部都市建築課住宅・空家等対策担当

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

電話番号 0773-42-4284（直通電話）

令和8年2月

目 次

1. 募集の概要	1 ページ
2. 募集団地一覧	2 ページ
3. 申込資格	3 ページ
4. 住宅困窮基準	4 ページ
5. 提出書類	5 ~ 6 ページ
6. 綾部市営住宅入居申込書の記入について	7 ページ
7. 収入月額の算定方法	8 ~ 9 ページ
基準早見表	10 ページ
8. 裁量階層について	11 ページ
9. 控除の種類及び控除額一覧	12 ページ
10. 募集団地位置図	13 ページ
11. 募集団地間取図	14 ~ 15 ページ

「入居申込関係書類」（別紙）

- ・綾部市営住宅入居申込書
- ・申込書の記入例
- ・調査票
- ・給与支払証明書
- ・営業実績明細書
- ・婚約証明書

入居申込書を記入する前に

市営住宅への入居は、住宅に困窮していること、条例で定める入居収入基準額以下であること等の条件がありますので、入居申込書を記入する前に、必ずこの案内書をご覧ください。

1. 募集の概要

(1) 申込受付期間

申込受付期間	受付場所	申込受付時間
令和8年2月17日（火）から 令和8年2月27日（金） ※土・日・祝日を除く	綾部市役所 建設部都市建築課 (本庁東3階)	午前9時～12時、 午後1時～5時 ※2月19日（木） 26日（木）は 午後7時まで

(2) 申込方法

別紙の「綾部市営住宅入居申込書」、及び5～6ページに掲げる申込みに必要な提出書類を、都市建築課へ提出してください。

※郵送での受付はできません。

(3) 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会で審査を行います。審査の結果、入居資格者と認められた場合は抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します。なお、必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います。

(4) 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和8年4月3日（金）予定

(5) 入居予定日

令和8年5月1日（金）

2. 募集団地一覧

(1 LDK : 主に単身用 · 2 LDK : 世帯用)

団地名 (建設年度)	所在地	構造	間取り	募集戸数	家賃月額(円)
レ・フルール (平成30年)	味方町	軽量鉄骨造	2LDK	1戸	20,700~
レジデンス川糸 (令和5年)	川糸町	軽量鉄骨造	1LDK	1戸	13,500~

※今回の募集団地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

- ①入居期間は最長20年間の残年数。(例:レ・フルールは残り13年)
 - ②家賃の他に、共益費として毎月6,000円が必要です。
 - ③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。
- 【1台につき毎月3,000円(税別)※料金は変更となる場合があります。】

○公共料金(電気・ガス・水道等)は自己負担となります。

○ペット等の飼育はできません。

○家賃月額は、毎年度入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて算定します。

地域の防火・防犯活動や良好な環境づくりのため、自治会が重要な役割を果たしています。入居後は積極的に自治会に加入いただき、ご協力いただきますようご理解をお願いします。

3. 申込資格

※次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- (1) 現に住宅に困窮している方。
- (2) 市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- (3) 申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。
- (4) 申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (5) 申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- (6) 申込人及び入居しようとする親族の収入月額合計が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

住宅に困窮している方：4ページの「4. 住宅困窮基準」に該当する方のことです。

収入月額

申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、12ページの「9. 控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。

詳しくは、8～9ページの「7. 収入月額の算定方法」参照

裁量階層：11ページの「8. 裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

（その他）

- ・家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・入居申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。
- ・入居決定者は、市営住宅の賃貸借契約書を締結するとき、緊急時の対応等のため「緊急連絡先」の報告をお願いします（同居人以外）。

4. 住宅困窮基準

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条

(入居者の選考)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

5. 提出書類

- ① 綾部市営住宅入居申込書
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 令和7年度課税証明書等
- ④ 市税の完納証明書
- ⑤ 調査票
- ⑥ その他の必要な書類

① 綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

「申込書の記入例」（別紙）参照の上、記入してください。
「6. 綾部市営住宅入居申込書の記入について」（7ページ）

② 世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）
※内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

③ 令和7年度課税証明書等（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の令和7年度課税証明書等（以下参照）

（1）給与所得の方（1月から5月募集の場合）

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類
令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで	・令和7年度課税証明書 ・令和7年分源泉徴収票 ※両方提出してください。
令和7年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和7年度課税証明書
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・給与支払証明書（別紙） ※両方提出してください。

（2）事業収入の方（1月から5月募集の場合）

現在の事業	収入の計算期間	証明書の種類
令和7年1月1日以前から引き続き営業している方	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで	・令和7年分の所得税の確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）
令和7年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和7年度課税証明書 ・営業実績証明書（別紙）
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	※両方提出してください。

(3) 年金収入の方（1月から5月募集の場合）

現在の年金	収入の計算期間	証明書の種類
令和7年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	・令和7年度課税証明書 ・年金振込通知書（はがき）又は年金証書の写し
令和7年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	※両方提出してください。

(4) 収入のない方

必要に応じて、次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ①雇用保険受給資格者証または離職票
- ②退職証明書

④ 市税の完納証明書（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤ 調査票

住宅困窮基準に基づいた生活状況等を記入してください。

⑥ その他の必要な書類（該当する方のみ）

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。
- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方
令和7年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったことの分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方は、家主の立ち退き要求書を提出してください。
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5) 婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約証明書を提出してください。
- (6) 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違う場合は申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成も可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

6. 綾部市営住宅入居申込書等の記入について

- (1) 各欄に記入のないもの、記入内容が不明瞭なものや事実と異なる記入をした場合は、申込みが無効になります。
- (2) 申込人の「現住所」は、申込み時に住んでいる場所（住民票に登録している場所）を記入してください。
- (3) 「勤務先の所在地」は、現在通勤している場所を記入してください。
- (4) 「入居者及び入居家族」の欄は、続柄と年齢を正確に記入してください。
また、婚約者の場合は続柄を「婚約者」と記入してください。
- (5) 「生活に困っている具体的な事情」は、「住宅狭小」「高家賃」「結婚」「立ち退き要求」「生活施設不便」等について具体的に記入してください。
- (6) 「現住所の略図」は、最寄りの駅などから現住所に至るまで、分かりやすく記入してください。
- (7) 「調査票」は住宅困窮基準に基づいた生活状況等について記入してください。
- (8) 婚約者と申込みをされる方は、「婚約証明書」又は結婚式場等の予約証明書を提出してください。

【申込人の注意事項】

申込書に記載された内容について、必要があれば申込人の自宅へ訪問する等の実情調査をさせていただきます。実情調査を拒否される場合又は申込書に事実と違う事情を記入されている場合は、申込みそのものを無効としますのでご承知ください。

7. 収入月額の算定方法

【収入月額の求め方】

$$\text{年間所得金額} - (\text{※該当控除額}) \leftarrow \frac{\text{年間所得金額}}{12 \text{ヶ月}}$$

【年間所得金額の求め方】

※該当控除額

申込人及び入居しようとする親族が12ページの「9. 控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に該当した場合、種類に応じた控除が受けられます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合
親族控除38万円 × 2人 = 76万円の控除

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年間収入金額	年間所得金額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額 × 0.6 + 100,000円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額 × 0.7 - 80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額 × 0.8 - 440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間収入金額 × 0.9 - 1,100,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999 \text{円} \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000 \text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000 \text{円} \times 0.7 - 80,000 \text{円} = \underline{1,919,200 \text{円}}$$

なお、令和7年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額 - 賞与 × 12 + 賞与 = 推定年間総収入金
勤務した翌月から申込月の前月までの月数

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和7年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

[開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法]

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 600,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含みます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額 = 1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額 = 800,000円

同居親族（子）の年間所得金額 = 0円

申込人の年間所得金額（合算）：1,600,000円 + 800,000円 = 2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

(年間収入金額ベース)

種 別	入居収入 基 準 額	同居親族及び別居の扶養親族数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
一般 申込者	158,000円 以 下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申込者	214,000円 以 下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

(年間所得金額ベース)

種 別	入居収入 基 準 額	同居親族及び別居の扶養親族数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
一般 申込者	158,000円 以 下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申込者	214,000円 以 下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込人及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、12ページの「9. 控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています（その他障害者等の控除は反映されていません）。

8. 裁量階層について

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

世帯区分	要件	必要書類
障害者	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高齢者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦傷病者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引揚者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新婚世帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の世帯（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

9. 控除の種類及び控除額一覧

種類	要件	控除額（年額）
親族控除	・入居しようとする親族（申込人を除く） ・別居の扶養親族	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	・70歳以上の方	1人につき10万円
16歳以上23歳未満の扶養親族	・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
障害者	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1人につき27万円
特別障害者	・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方	1人につき40万円
寡婦	・年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 ※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	27万円 (※所得金額が27万円未満の場合は、その金額)
ひとり親	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方 ※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	35万円 (※所得金額が35万円未満の場合は、その金額)
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者 ※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	1人につきその人の所得から最高10万円 (※所得が10万円未満の場合は、その所得金額)

10. 募集団地位置図

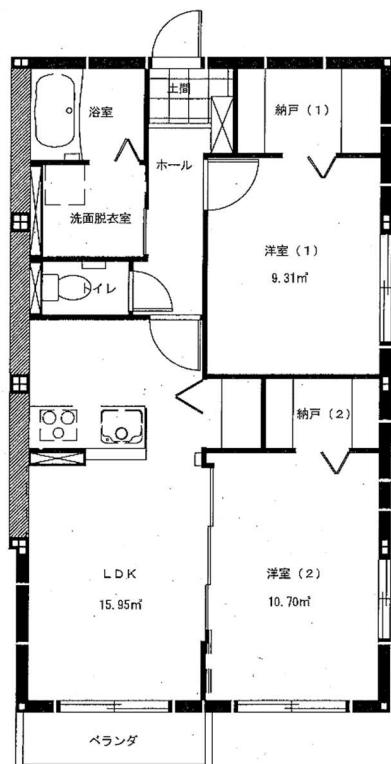
- ① レ・フルール（味方町）
- ② レジデンス川糸（川糸町）



1 1. 募集団地間取図

募集団地間取図

レ・フルール（味方町）



2LDK平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図

レジデンス川糸



1LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります。